



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

1

2019 Vol.182

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114

会長室から、こんど~です

皆様、新しい年を迎え、平成最後のお正月いかがお過ごしでしたでしょうか？

私はいつものように箱根駅伝を見て大いに盛り上がりました。

今年最初のたいせい通信、私の好きな言葉や文章をいくつかご紹介して新年をスタートしたいと思います。

まず、「**ピンチはチャンス**」

神様は決してピンチだけをお与えにならない。

ピンチの裏側に必ずピンチと同じ大きさのチャンスを用意してくださっている。

愚痴をこぼしたりヤケを起こすと、チャンスを見つける目が曇り、ピンチを切り抜けるエネルギーさえ失せてしまいます。**ピンチはチャンス**です！

どっしり構えてピンチの裏側に用意されているチャンスを見つけよう。

この言葉は昔から大好きです。

次は「**お金がないからできないという人はお金があっても何もできない**」

時間がないと言う。チャンスがないと言う。**いつもないという人には時間もチャンスもない**。お金がないというのも同じでお金が増えても何もできない。

次は「**笑顔は女の子ができる最高のメイク**」

どんなに高価な化粧品を使ってメイクするよりも、毎日エステに通い磨いても**笑顔のメイクにかなうものはない**。

次は「**人生に失敗がないと、人生を失敗する**」

失敗しない者はろくな者にならないと聞いたとき言い過ぎだろうと思いました。

でもチャレンジしなければ失敗はない。失敗しない分成功もない。**成功する人は必ず失敗する。大切なことや好きなことで失敗し、全力で失敗する。その失敗が糧となり成功へとつながる**。

次は「**諦めるのはいつでもできるが諦めないのは今しかできない**」

人がもう諦めようと思うときは、誰かに負けそうになって諦める。それは自分、自分に負けそうになって諦める。一度諦めるとそれが癖になってしまう。**絶対に諦めるな。だが諦めが肝心ともいう**。

次は「**今日は残りの人生の最初の日**」

今日という日は昨日や明日より価値のある日。昨日に勝つ今日であるべきであり、明日頑張ろうではもう遅い。そもそも明日は来ないかもしれない。**未来とは今日の事だ**。

こんな言葉が好きでトイレや部屋に飾っています。

今年1月で還暦を迎えます。

まだまだ勉強中ですが、どうぞ皆さま大成グループを今年もよろしく願いいたします。

ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『事業計画』

2019年1月号 あけましておめでとうございます！

皆様、あけましておめでとうございます！！

旧年中は大変お世話になりました。

本年も、弊社グループをどうぞよろしくお願い申し上げます！

早速ですが、経営者の皆様方の多くは、年末年始の休暇を利用して事業計画や新年の目標を計画されることがあるかと存じます。

私が先日、訪問させて頂いた企業の役員の方が仰られた言葉で計画を立案する際に参考になりそうなことがありましたので共有させて頂けたらと思います！

その企業は、地場が関西圏で東証一部に上場していた過去もある歴史ある企業になります。しかし、数期前に100億以上の欠損を計上してしまい抜本的な改革を迫られたそうです。そこから、組織再編・コスト見直し等を経て今期は黒字化できるところまで立て直しに成功しています。

なぜ立て直すことができたのか？具体的にどこを変更したのか？

気になりましたので単刀直入に質問してみました！

幾多もあると思いますがその内の一つは **「システムの見直し」→「無駄の削減」→「生産性の向上」** です！

使いこなせていないシステムより必ず使用する必要最低限のシステムに変更したそうです！

顧客管理ソフト、販売・見積ソフト、設計ソフトetc・・・

一度自社のシステム関係を見直してみると無駄が発見できるかもしれません

もう一つは、**機会損失の防止**です！

今回の企業は、在庫を扱う業種でしたので**在庫を圧縮し過ぎてチャンスを逃すことは絶対に避けるようにしている**そうです。

中小企業は比較的、在庫の圧縮には敏感だと思いますが、まずは、上記のシステム関係を見直すことにより本当の適正在庫が見えてくるかもしれません！

中小企業サイドから見た大企業の印象は、資金が潤沢にあるため設備投資ができることや優秀な人材が毎年入社してくることがあるかと思えます。

しかし、大企業が上記のような状態になるまでには中小企業の経緯を経て現在に至っていると思いますので、「中小企業だから出来ない」というセリフをあまり使用せず、自社で出来る最大限の経営努力をされてみてはいかがでしょうか？

本年度も皆様の、更なるご発展のお力添えをできるよう私も日々勉強です！！



💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「その不動産登記、大丈夫？」

新年、あけましておめでとうございます。
今年もよろしくお願いいたします。

さて、平成31年の最初は、不動産登記のあるあるです。

よくあるご質問

《相談》

昨年、安易に不動産の名義変更を行い、多額の贈与税が掛かる事を知り
その後、名義変更を取り消した場合の贈与税の取り扱いは？

《回答》

名義変更による不動産の取得が行われた場合であっても、
多額の贈与税が課税されると分かっていたら当然、名義変更はしなかった等
当事者の錯誤に基づいて行われたときは、贈与の意思がないわけですから、
贈与税課税の対象外とすべきと考えます。

ただ、贈与でない事を第三者へ証明する為には次のような要件に該当する事が必要です。

■過誤等による名義変更であった場合

不動産の名義変更や他人名義等により不動産を取得する行為が、過誤に基づくものであったり、
深く考えず軽率にされたものであったりする場合があります。このような事実が確認でき、
かつ不動産に係る最初の贈与税の申告、決定又は更正の日の前に、不動産の所有権登記を変更前に
戻すなどして名義を本来の所有者に変更した場合、税務上は贈与がなかったものとして、
贈与税は課税されません。

■贈与契約の取消しや解除があった場合

次の要件をすべて満たし、かつ税務署長が贈与契約に係る不動産を贈与税の課税対象とすることが
著しく負担の公平を害すると認める場合には、その不動産の贈与はなかったものとして、
贈与税は課税されません。

- ①贈与契約の取消しや解除が、その贈与をした年の贈与税の申告期限までに行われ、
登記などで確認できること。
- ②贈与をした不動産が贈与を受けた人により売却されたり、担保物件の目的とされたりしていないこと。
- ③贈与を受けた人が贈与を受けた不動産の家賃や地代といった収入金を受けていないこと、
また、受けた収入金を贈与した人に引き渡していること。
- ④贈与契約に係る不動産について、贈与をした人又は贈与を受けた人が税金の申告や届出をしていないこと。

また、錯誤登記とは別に、相続時精算課税制度の要件を満たせば、贈与税を安くする事も出来ます。
※相続時精算課税制度を選択する際には、十分な検討が必要です。

もし、このような問題が発生した場合は、いつでもご相談ください。



 岡村 泰



編集後記：新年明けましておめでとうございます。本年もたいせい通信をよろしくお願いいたします。年末年始もあっという間に過ぎましたが、天候も穏やかでホッとします。これから繁忙期に入りますので、気を引き締めて乗り切りたいです。